



# 修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎（さしゅう・しゅうろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、佐々木君のインドネシア赴任が本決まりになった。すぐに就労ビザを申請しなくては。

佐生修郎 いやいよ「令和の怪物」朗希君がインドネシア駐在に挑戦かあ。怪物らしい大活躍を期待しよう。

大谷 なるべく早く赴任したいらしい。目途は今月中旬だって。間に合うのかなあ。

佐生 間に合わないな。大谷 うっ、即答だね。

いったい就労ビザ取得の所要日数ってどれ位なの？  
佐生 まず労働省で就労枠と就労許可証を取る。そのために約3〜4週間。その後イミグレ総局でビザを取るのに約1週間。合わせて約5週間はかかるぞ。

大谷 労働省とイミグレ総局と二つの省庁を通過するので時間がかかるのだね。

佐生 さよう。インドネシアの国防と国益を考えると、外国人労働者の受入れに慎重な審議をするのはやむを得ないのかも知れない。

大谷 そうかあ。入国予定日は来月下旬に設定するしかないね。仕方ないの

かなあ。

佐生 更に最近の出来事として、良くない事がある。新政権発足後、労働省内で大規模な配置転換があった。

大谷 よくある事だよ。一般的には業務引継ぎがきちんと為されるから心配ないよ。

佐生 翔平君、我々の常識が通じないのが厄国の特徴じゃなかった。（あくまで個人の感想です。）なんと8割方の審議官が新人に入れ替わってしまい、引継

## 新規赴任者がやってくる?!

佐生 もしも急いで入国を果たしたいのなら、就労ビザの申請を進めながら、別途、他のビザで入国してもらおうことになるね。

大谷 「C2会議商談ビザ（C2ビザ）」でなら申請してから約一週間の所要時間で取得できるから、それにしようかな。このC2ビザでの入国滞在中で注意すべき点は何がある？

佐生 まず「就労」は出来ない。つまり、会社書類に署名したり、自席を持って執務したりするのも就労と見做されるから注意が必要だ。そして何より「給与」の支給が出来ない。

大谷 給与は「就労」の対価。表向きは「就労」していないのだから、その対価としての給与は支払えない。とはいえ、経理の仕訳を工夫すれば給与金額分の現金渡しは出来そうだな。これは別途、税務コンサルに相談してみるよ。

佐生 もうひとつ。並行して就労ビザ申請を進めるわけだが、労働省から就労許可証が発行された後、イミグレ総局のビザ申請に進む際には、インドネシアに滞在しているは駄目だ。

大谷 既にインドネシア滞在中の人には他の新しいビザ申請を受け付けないという考え方だね。

佐生 さよう。システム的に禁則処理が機能し、申請を拒否する仕組みが出来上がっている。

大谷 C2ビザを使って早めに入国し滞在を開始する事は出来ても、後で出国しなければならぬのだね。翻って、出国しなくても済む別の手段はないの？

佐生 ある。「C18就労予定者トライアルビザ（C18ビザ）」での入国だ。この場合、C18ビザで入国しITK（訪問滞在許可）で滞在している間に労働省から就労許可証が発行されてくる。それを基にイミグレ

局でITKをITASへコンバージョン出来る。

大谷 それなら出国しないで済むね。この場合でもC2ビザと同様に「就労」は出来ないし、給与は支給できない。

佐生 さよう。ITASコンバージョン完了の時点で就労が可能となる。それまではC18ビザの範疇だから、「就労トリアル」の活動は出来るが「就労」は不可だ。

大谷 「就労トリアル」ってほとんど「就労」と同じ事を行うと思うんだけど。

佐生 ごもつとも。活動内容は解釈次第でいかようにでも定義できてしまうよね。それでも「就労トリアル」の活動は出来るが「就労」は不可である」というのが正しい認識なのだ。その認識を持った上で「うまくやる」ことが大切なのだよ、厄国では。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタツフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。58歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

### 佐生修郎 心得えの条

- 一 新規赴任者への就労ビザの申請取得の所要日数は約5週間。時間がかかることを認識して入国予定日を設定すること。
- 二 もしも急いで入国を果たしたい場合には「C2ビザ」か「C18ビザ」のどちらかの活用を検討すること。